

財務大臣との折衝結果

- ① こども誰でも通園制度の全国展開等
- ② 保育士等の処遇改善
- ③ 認可外保育施設等の利用者の負担軽減
(制度創設以来初の給付上限額の引き上げ)
- ④ 自治体によるひとり親・貧困家庭のこどもへの集中的な食事等支援の創設
- ⑤ 相談支援のこども家庭センターへの一元化
- ⑥ 障害児入所給付費等国庫負担金の扱い
- ⑦ 財政力の低い自治体への重点支援
(地域間の財政状況の違いを踏まえた対応)

(※)子育てのための施設等利用給付交付金864億円の内数として執行

令和元年10月の制度創設以来初めて、 認可外保育施設等の利用料に係る給付上限引き上げ (令和8年10月～)

⇒ 延べ約60万人の保護者の利用料の負担軽減

令和元年10月の幼児教育・保育の無償化時に、
認可外保育施設等に通うこどもの利用料については、
一定の上限額の範囲で無償化の対象とすることとした
(施設等利用給付制度)



給付上限額は、制度創設以来据え置き



(令和8年10月から)

制度導入以降の物価・賃金動向等を踏まえ、

概ね1割程度(1,000～3,700円/月)

給付上限額を引き上げ

[保護者負担を軽減し、こどもの育ちを支援]

ひとり親・貧困家庭のこどもの食事等の集中支援を創設

令和8年度予算案

11億円(※)

(※)母子家庭等対策総合支援事業費補助金203億円の内数として執行

低所得のひとり親・子育て世帯

長期休暇中のこどもの食事集中支援を創設

物価高の中、夏休み中等に集中的に
地方自治体が公民館等を活用し、

- ・ 暑さ(寒さ)対策の整った居場所で食事を提供
- ・ こども宅食等により、こどもの食を支える

民間事業者によるこども食事支援
ひとり親の就業支援

物価高対応集中相談事業

取組情報の提供等による実施促進

重点支援地方交付金(推奨事業メニュー)を活用した
更なる給付金等の支援

(参考) R6補正・R7予備費の実績では 現金給付の場合
2万円とする例が最も多い

物価高対応子育て応援手当

こどものいる全世帯(所得制限なし) ⇒ こども1人当たり2万円

児童手当の拡充(令和6年12月～)

- ・ 所得制限を撤廃
- ・ 対象を高校生年代まで延長
- ・ 第3子以降は3万/月に増額

児童扶養手当の拡充(令和7年1月～)

- ・ 対象となる所得上限を引き上げ
- ・ 第3子以降の加算額を約7割増

R8当初
予算(案)

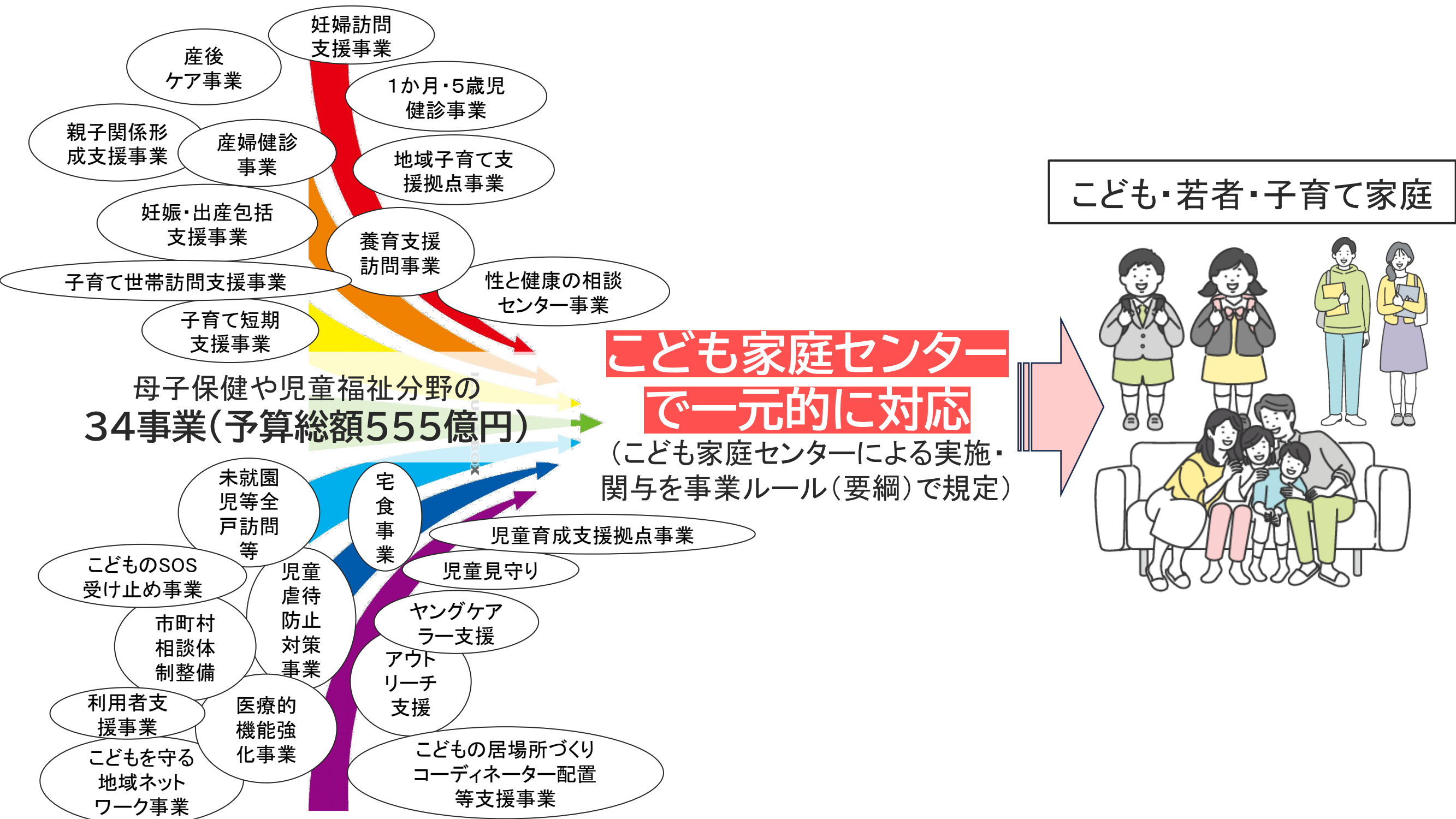
総合経済対策

+

こども未来戦略
加速化プラン

相談支援のこども家庭センターへの一元化

子育ての「困った・悩んだ」へのワンストップでの対応 (子育ての「困った・悩んだ」は、こども家庭センターへ)



財政力が低い地方自治体のこども施策を重点的に支援

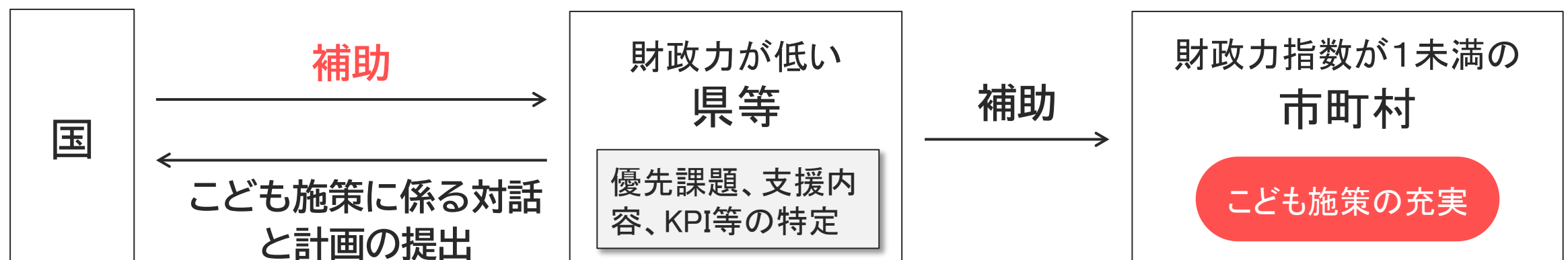
全国どの地域でもこどもが健やかに育つ社会の実現に向けて、
財政力が低い地方自治体のこども施策を重点的に支援

○ 地域こども政策推進事業の創設

県等が、地域の実情を踏まえた創意工夫の下、優先課題を特定して計画的・継続的に域内の**財政力の低い市町村**が行う**こども施策の拡充**を補助する場合



令和8年度より新たに、県等の財政力も踏まえて、国が**補助金で支援**



※ 令和8年度においては、先行的に複数の県等の取組を支援

○ こども施策の各種補助事業で財政力が低い自治体等を重点的に支援